

(仮称) とよなか環境行動指針策定等支援業務
公募型プロポーザル方式実施要領

令和 8 年（2026 年）8 月

豊中市環境部ゼロカーボンシティ推進課

1. 業務の目的

豊中市（以下「市」という。）では、令和 3 年（2021 年）2 月に気候非常事態宣言を行い、令和 32 年（2050 年）ゼロカーボンシティを表明している。このゼロカーボンシティ実現のために、第 3 次豊中市環境基本計画（改定）に掲げる、脱炭素・循環型社会の構築や自然との共生などの取組みを進めている。

しかしながら、ゼロカーボンシティ実現のためには、行政だけでなく、あらゆる人が環境の問題について自分事としてとらえ、「気づき」や「行動変容」を広めていく必要があり、その取組みの一環として「（仮称）とよなか環境行動指針」（以下、「行動指針」という。）を策定する。策定にあたっては、従来の方法だけでなく、幅広い世代や職業、様々な価値観や関心を持った市民から意向や意見を直接聞くことができる「（仮称）豊中市版気候市民会議（以下、「会議」という。）」を実施する。

会議の実施にあたっては、令和 10 年度（2028 年度）を始期とする第 4 次豊中市環境基本計画（以下「第 4 次基本計画」という。）で示す「将来のまちのすがた」に基づき、市民・事業者等が環境問題を自分事化し、自ら主体性をもって行動してもらう必要があるため、当事者意識の醸成・行動変容につなげるための方策や取組みについて、学び、考え、議論し、提案してもらう取組み内容とする。

本業務は、会議運営及び会議での意見を集約するとともに、市が策定する行動指針の策定支援を目的とするものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

（仮称）とよなか環境行動指針策定等支援業務

(2) 業務内容

「（仮称）とよなか環境行動指針策定等支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで

(4) 予算額（令和 8 年度～令和 9 年度）

委託料の上限は、9,031,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（各年度内訳 消費税及び地方消費税を含む）

令和 8 年度：3,762,000 円 令和 9 年度：5,269,000 円

(5) 担当課

環境部 ゼロカーボンシティ推進課

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 契約日までに豊中市への入札参加資格登録を行うこと。
- (3) 市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 公租公課を滞納していないこと。

(10) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。

4. 日程

	日程
実施要領等の公表	8月10日（月）
質問事項の締切	8月21日（金）17時まで（必着）
質問事項への回答	8月27日（木）
参加表明書の提出期限	9月2日（水）17時まで（必着）
その他応募書類の提出期限	9月9日（水）17時まで（必着）
第1次審査 （書類審査）	9月16日（水） （5者以上応募の場合のみ）
第2次審査 （プレゼンテーション審査）	9月30日（水） （時間・場所等は第1次審査後に通知）
審査結果の通知予定日	10月上旬予定
委託契約の締結予定日	10月中旬予定

※いずれも、令和8年（2026年）。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対し改めて通知する。

5. 応募方法等

(1) 実施要領等の公表

日時：令和8年（2026年）8月10日（月）

場所：市ホームページ

(2) 質問事項の受付・回答

受付日時：令和8年（2026年）8月21日（金）17時まで（必着）

受付方法：「質問書（様式7）」をメールにて事務局あてに提出

（提出先アドレス：kanseisaku@city.toyonaka.osaka.jp）

回答日時：令和8年（2026年）8月27日（木）

回答方法：提出されたすべての質問及び回答を、市のホームページに掲載
個別に回答は行わない

(3) 参加表明書の提出

提出日時：令和 8 年（2026 年）9 月 2 日（水）17 時まで（必着）

提出方法：「6. 応募書類」に記載のとおり

(4) その他応募書類の提出

提出日時：令和 8 年（2026 年）9 月 9 日（水）17 時まで（必着）

提出方法：「6. 応募書類」に記載のとおり

(5) 参加の辞退

参加表明後、応募を取り下げの場合は、「辞退届」（様式任意）を提出する。

6. 応募書類

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式 1）

正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印。

② 企画提案書（任意様式）

- ・様式自由、サイズは A 4 で作成すること。
- ・企画提案事項についてはイラスト、イメージ等の使用も可能とするが、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- ・「（仮称）とよなか環境行動指針策定等支援業務委託仕様書」に基づき、以下の企画提案を求める。

【（仮称）とよなか環境行動指針策定支援】

（ア）（仮称）とよなか環境行動指針の策定方針

- ・環境に関心が低い層にも興味を持ってもらえる工夫が示されているか
- ・内容を分かりやすく伝えるための具体的なデザイン方針や根拠が示されているか

【（仮称）豊中市版気候市民会議運営支援】

（イ）気候市民会議の参加者募集にかかる工夫

- ・参加者の募集について、無作為抽出により選出された市民の参加意欲を引き出すための工夫があるか

（ウ）気候市民会議のプログラム構成及びテーマ設定

- ・全 5 回の気候市民会議において、講義と対話・熟議の効果的な組み合わせにより、市民の意見やアイデアを引き出せるプログラム構成となっているか
- ・テーマ設定について、脱炭素・資源循環・公園みどり・公害対策等をふまえて、参加者が興味を持ち、意欲的に会議へ参加できる内容となっているか

(エ) 気候市民会議の運営手法

- ・参加者の活発な議論を促し、意見を出しやすい場づくりの具体的な工夫があるか
- ・場のデザイン力、傾聴力、情報整理力、合意形成力といったファシリテーションスキルを確保するための工夫があるか
- ・会議の欠席者へのフォローアップなど、参加意欲が継続するための工夫があるか

【共通事項】

(オ) 本業務の推進にあたり、またはそれに関連して、仕様書以外に提案できること

- ・仕様書の記載事項以外で本業務の目的に照らし、効果的で具体的な提案があるか

③ 提案者の概要（様式2）

- ・「従業員」は、企画提案書提出時の現員を記入すること。
- ・「業務内容」は、代表的な業務分野を記入すること。
- ・「組織図」は、企画提案書提出時の組織図を記入すること。別紙での提出も可能とする。

④ 提案者の業務実績（様式3）

⑤ 総括責任者及び担当者の業務実績（様式4）

- ・「従事分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野についての経歴を記載すること。
- ・「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、本業務と類似する業務のうち代表的なものについて概要を記入すること。（複数記入可）

⑥ 業務執行体制調書（様式5）

- ・様式のレイアウトは適宜変更できるものとする。
- ・役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。
- ・現在担当している業務数の欄には、契約金額 200 万円以上の業務数を記入すること。
- ・主な勤務場所は都道府県名を記入すること。

⑦ 見積書（任意様式）

- ・消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。
- ・内訳書を添付すること。

⑧ 公募日から過去3年以内の処分歴等の有無（様式6）

⑨ 業務実績に係る他市町村の計画や指針など

- ・複数ある場合は代表的なものを一部

(2) 提出期限

参加表明書：令和 8 年（2026 年）9 月 2 日（水）17 時まで（必着）

その他応募書類：令和 8 年（2026 年）9 月 9 日（水）17 時まで（必着）

※応募書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

(3) 提出方法

- ・持参（平日 9 時から 17 時 15 分まで）、郵送等により提出するものとする。
- ・持参する場合以外は、メールや電話で書類の到達を確認すること。
- ・応募書類の正本 1 部と、応募書類の電子データを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を提出すること。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は、いかなる場合でも返却しない。

(5) 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 第一庁舎 5 階 環境部ゼロカーボンシティ推進課

7. 選定方法

(1) 審査方法

- ・市職員で構成する受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し審査する。
- ・応募事業者が 5 者以上あった場合のみ、第 1 次審査（書類審査）を行う。企画提案書及び企画提案書に基づく第 2 次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- ・第 2 次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者とししない。
- ・選定委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとする。

○第2次審査（プレゼンテーション）の概要は以下のとおり。

- ① 日程は以下のとおり（時間・場所等は提案者に別途連絡する）
令和8年（2026年）9月30日（水）
- ② 発表時間は各提案者につき30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）とする。
- ③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ④ プレゼンテーションは、本事業に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。

(2) 評価項目

項目	配点	評価内容
業務に対する理解度・企画提案力・責任感	15点	・事業目的や業務内容等を十分に理解のうえ、企画提案が行われているか ・責任をもって本業務を遂行できる事業者であると見込まれるか
企画提案内容	80点	【（仮称）とよなか環境行動指針策定支援】 （ア）（仮称）とよなか環境行動指針の策定方針（20点） ・環境に関心が低い層にも興味を持ってもらえる工夫が示されているか ・内容を分かりやすく伝えるための具体的なデザイン方針や根拠が示されているか 【（仮称）豊中市版気候市民会議運営支援】 （イ）気候市民会議の参加者募集にかかる工夫（10点） ・参加者の募集について、無作為抽出により選出された市民の参加意欲を引き出すための工夫があるか （ウ）気候市民会議のプログラム構成及びテーマ設定（20点） ・全5回の気候市民会議において、講義と対話・熟議の効果的な組み合わせにより、市民の意見やアイデアを引き出せるプログラム構成となっているか ・テーマ設定について、脱炭素・資源循環・公園みどり・公害対策等をふまえつつ、参加者が興味を持ち、意欲的に会議へ参加できる内容となっているか。 （エ）気候市民会議の運営手法（25点） ・場のデザイン力、傾聴力、情報整理力、合意形成力といったファシリテーションスキルを確保するための工夫

		があるか ・会議の欠席者へのフォローアップなど、参加意欲が継続するための工夫があるか ・参加者の活発な議論を促し、意見を出しやすい場づくりの具体的な工夫があるか
		【共通事項】 (オ) 本業務の推進にあたり、またはそれに関連して、仕様書以外に提案できること (5 点) ・仕様書の記載事項以外で本業務の目的に照らし、効果的で具体的な提案があるか
見積り 金額	5 点	・見積価格の妥当性
処分歴等	内容に より 減点	・公募日から過去 3 年以内の処分歴等

(3) 審査結果の通知

結果は 10 月上旬にホームページで公表するとともに、すべての提案者に対しメールで通知する。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市ホームページにより公表する。

公表内容は次のとおり

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評点者が異なる場合は、その理由）

※応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしない。応募者が 2 者の場合は次点者の採点結果は公表しない

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- (2) 委託上限額を超える提案を行った場合
- (3) 応募書類において虚偽の記載があった場合
- (4) 提出期限までに提出場所に応募書類の提出がない場合
- (5) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (6) 一団体で複数の提案をした場合
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (8) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (9) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (10) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (11) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格と認めた場合

9. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選定後、企画提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条に定める契約保証金の納付免除の規定に該当する場合は除く）。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等の著作権は提案者に属すが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (3) 応募書類は、返却しない。
- (4) 応募者の申出による提出期限以降の応募書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。

- (5) 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 参加表明書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（任意様式）で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締め切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

11. 問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

（事務局） 豊中市環境部ゼロカーボンシティ推進課

担当：小浴、上田

TEL：06-6858-2128 FAX：06-6842-2802

E-mail：kanseisaku@city.toyonaka.osaka.jp